

## 宮城県津波対策ガイドライン令和8年3月改定 新旧対照表（案）

※頁は「ガイドライン改定案(溶け込み版)」に対応。

頁	改定前	改定後	備考								
※ガイドラインの読点を「,」から「、」に改めます。また「イ、ロ、ハ…」を「ア、イ、ウ…」に改めます。個別に新旧対照は作成しませんが、今回の他修正に係る部分については、修正前欄もそれぞれ修正後の表記としています。											
1	1.1 主旨及び沿革 (略) さらに、令和3年5月に「災害対策基本法(令和3年法律第30号)」が改正され、避難勧告・避難指示の一本化等が行われたことから、令和3年6月に改定を行いました。また、その後、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき令和4年5月に宮城県津波浸水想定の設定・公表を行ったことから、これを踏まえて改定を行いました。	1.1 主旨及び沿革 (略) さらに、令和3年5月に「災害対策基本法(令和3年法律第30号)」が改正され、避難勧告・避難指示の一本化等が行われたことから、令和3年6月に改定を行いました。また、その後、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき令和4年5月に宮城県津波浸水想定の設定・公表を行ったことから、これを踏まえて改定を行いました。 <u>令和8年3月には津波災害警戒区域の指定や前回改定時以降に発生した災害の教訓などを踏まえた改定を行っています。</u>	改定内容の追加								
3	1.2 改定の変遷 (略) <u>(新設)</u>	1.2 改定の変遷 (略) <u>令和7年度</u> <u>○「宮城県津波対策ガイドライン」(R8.3 改定)</u> <u>津波災害警戒区域の指定やカムチャツカ半島付近を震源とする地震に伴う津波の対応等を踏まえ、改定を行いました。</u> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <u>・「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」(R8.1内閣府)</u> </div>	改定内容の追加								
4	2.1 県、市町、住民の役割 (略) ①県 ア 市町が策定すべき津波避難計画に係る指針の策定 イ 市町における津波避難計画及び避難訓練の実施への支援 ウ 津波浸水想定(区域及び水深等)の設定及び公表 <u>(新設)</u>	2.1 県、市町、住民の役割 (略) ① 県 ア 市町が策定すべき津波避難計画に係る指針の策定 イ 市町における津波避難計画及び避難訓練の実施への支援 ウ 津波浸水想定(区域及び水深等)の設定及び公表 <u>エ 津波災害警戒区域の指定</u>	津波災害警戒区域の指定(見込)によるもの								
8	2.9 用語の意味 本書で用いる主な用語の意味等は、次のとおりです。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">用 語</th> <th style="width: 50%;">用 語 の 意 味 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>(新設)</u></td> <td><u>(新設)</u></td> </tr> </tbody> </table>	用 語	用 語 の 意 味 等	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	2.9 用語の意味 本書で用いる主な用語の意味等は、次のとおりです。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">用 語</th> <th style="width: 50%;">用 語 の 意 味 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>津波災害警戒区域(イエローゾーン)</u></td> <td><u>最大クラスの津波が発生した場合に生命や身体に危害が及ぶおそれのある土地の区域で、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域。</u></td> </tr> </tbody> </table>	用 語	用 語 の 意 味 等	<u>津波災害警戒区域(イエローゾーン)</u>	<u>最大クラスの津波が発生した場合に生命や身体に危害が及ぶおそれのある土地の区域で、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域。</u>	津波災害警戒区域の指定(見込)によるもの
用 語	用 語 の 意 味 等										
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>										
用 語	用 語 の 意 味 等										
<u>津波災害警戒区域(イエローゾーン)</u>	<u>最大クラスの津波が発生した場合に生命や身体に危害が及ぶおそれのある土地の区域で、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域。</u>										

※頁は「ガイドライン改定案(溶け込み版)」に対応。

頁	改定前	改定後	備考
10	<p>2.10 気象庁が発表する津波に関する警報・情報等</p> <p>1) 地震・津波に関する情報の流れ (※図の差し替え)</p>	<p>2.10 気象庁が発表する津波に関する警報・情報等</p> <p>1) 地震・津波に関する情報の流れ (※図の差し替え)</p>	<p>最新の情報に更新（気象庁公表）</p>

## 宮城県津波対策ガイドライン令和8年3月改定 新旧対照表（案）

※頁は「ガイドライン改定案(溶け込み版)」に対応。

頁	改定前	改定後	備考
10	<p>参考) 気象庁ホームページ 地震情報について <a href="http://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/joho/seisinfo.html">http://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/joho/seisinfo.html</a> 津波警報・注意報、津波情報、津波予報について <a href="http://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/joho/tsunamiinfo.html">http://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/joho/tsunamiinfo.html</a></p> <p>2) (略)</p>	<p>参考) 気象庁ホームページ 地震情報について <a href="https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/jishin/joho/seisinfo.html">https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/jishin/joho/seisinfo.html</a> 津波警報・注意報、津波情報、津波予報について <a href="https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/jishin/joho/tsunamiinfo.html">https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/jishin/joho/tsunamiinfo.html</a></p> <p>2) (略)</p>	
12	<p>3) 津波情報 (略)</p> <p>(注3) 津波観測に関する情報の発表内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表します。</li> <li>最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝えます。</li> </ul>	<p>3) 津波情報 (略)</p> <p>(注3) 津波観測に関する情報の発表内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表します。</li> <li>最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝えます。</li> <li><u>・障害等により津波の観測ができなくなっている観測点については「欠測」と発表します。</u></li> </ul>	「津波観測に関する情報」において「欠測」の運用開始（令和7年7月24日）
14	<p>&lt;東北地方沿岸と沖合の津波観測点&gt; (略)</p> <p>※津波情報の留意事項等 ①及び② (略)</p> <p>③津波観測に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>津波による潮位変化（<u>第一波</u>の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがあります。</li> <li>場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがあります。</li> </ul>	<p>&lt;東北地方沿岸と沖合の津波観測点&gt; (略)</p> <p>※津波情報の留意事項等 ①及び② (略)</p> <p>③津波観測に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>津波による潮位変化（<u>第1波</u>の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがあります。</li> <li>場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがあります。</li> <li><u>・「欠測」と発表された観測点ではデータが入手できていないものの津波が襲来している可能性がある、ということを念頭に、発表中の津波警報等に応じて、津波からの適切な避難を継続してください。</u></li> </ul>	「津波観測に関する情報」において「欠測」の運用開始（令和7年7月24日）

## 宮城県津波対策ガイドライン令和8年3月改定 新旧対照表（案）

※頁は「ガイドライン改定案(溶け込み版)」に対応。

頁	改定前	改定後	備考																
15	<p>4) 津波予報 (略) ＜津波予報の発表基準と発表内容＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)</td> <td>津波の心配なしの旨を発表</td> </tr> <tr> <td>0.2m未満の海面変動が予想されたとき <u>(津波に関するその他の情報に含めて発表)</u></td> <td>高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表</td> </tr> <tr> <td>津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき <u>(注) (津波に関するその他の情報に含めて発表)</u></td> <td>津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(注)「0.2m未満の海面変動が予想されたとき」又は「津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき」に発表する津波予報は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」(VTSE41)で発表されます。</u></p> <p>5) (略)</p>	発表基準	内容	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表	0.2m未満の海面変動が予想されたとき <u>(津波に関するその他の情報に含めて発表)</u>	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表	津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき <u>(注) (津波に関するその他の情報に含めて発表)</u>	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表	<p>4) 津波予報 (略) ＜津波予報の発表基準と発表内容＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)</td> <td>津波の心配なしの旨を発表</td> </tr> <tr> <td>0.2m未満の海面変動が予想されたとき</td> <td>高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表</td> </tr> <tr> <td>津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき</td> <td>津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(削除)</u></p> <p>5) (略)</p>	発表基準	内容	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表	0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表	津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表	<p>現在では、「津波に関するその他の情報」ではなく、「津波警報・注意報・予報」の電文に統一されているため。</p>
発表基準	内容																		
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表																		
0.2m未満の海面変動が予想されたとき <u>(津波に関するその他の情報に含めて発表)</u>	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表																		
津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき <u>(注) (津波に関するその他の情報に含めて発表)</u>	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表																		
発表基準	内容																		
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表																		
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表																		
津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表																		
16	<p><u>(新設)</u></p>	<p>6) <u>北海道・三陸沖後発地震注意情報</u> 日本海溝・千島海溝沿いでは、モーメントマグニチュード(Mw)7.0以上の地震発生後1週間以内にその周辺でさらに大きなMw8.0クラス以上の後発地震が発生した事例があります。平成23年の東北地方太平洋沖地震では、Mw7.3の地震が発生した2日後にMw9.0の巨大な地震が発生しました。 このため、北海道の根室沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアでMw7.0以上の地震が発生した場合、後発地震の発生に備え、揺れを感じたり津波警報等が発表されたりした際に、直ちに避難できる準備等を促すことを目的として、気象庁が「北海道・三陸沖後発地震注意情報」を発表します。 なお、想定震源域の外側でMw7.0以上の地震が発生した場合は、想定震源域へ影響を与えるものであると評価された場合に、当該情報が発表されます。 情報発表の流れは、先発地震による震度の大きさや津波の高さにより変わりますが、先発地震の発生後、1週間の期間において、住民等に対し、防災担当大臣や県、市町村から防災対応を呼びかけます。情報発表に伴い防災対応をとるべきエリアは、震度6以上の揺れ又は津波高3m以上の津波が想定される地域が基本とされ、本県では全市町村が対象</p>	<p>北海道・三陸沖後発地震注意情報防災対応ガイドラインの反映</p>																

## 宮城県津波対策ガイドライン令和8年3月改定 新旧対照表（案）

※頁は「ガイドライン改定案(溶け込み版)」に対応。

頁	改定前	改定後	備考
16		<p><u>(注) です。</u>  <u>後発地震が発生する可能性は、先発地震の発生直後が最も高く、時間の経過とともに低下していく傾向があるため、情報は迅速かつ正確に伝達する必要があります。また、先発地震の発生から1週間が経過した際には、住民等に対し、防災担当大臣等から特に後発地震に注意する期間が終わった旨の呼びかけが行われます。</u></p> <hr/> <p><u>(注)：「情報発表に伴い防災対応をとるべきエリア」としては、内閣府によって以下のよう</u>  <u>に示されています。</u>  <u>・情報発表に伴い防災対応をとるべきエリアは、内閣府のモデル検討会で推計した日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震による震度分布及び津波高において、震度6弱以上の揺れ又は津波高3m以上の津波が想定される地域を基本とする</u>  <u>・その他の地域についても、道県・市町村において地震防災対策の一体性から防災対応をとるべきと考える地域については、防災対応を検討すべきである</u>  <u>参考)「北海道・三陸沖後発地震注意情報防災対応ガイドライン」(R4.11・内閣府)</u>  <u><a href="https://www.bousai.go.jp/jishin/nihonkaiko_chishima/hokkaido/guideline.html">https://www.bousai.go.jp/jishin/nihonkaiko_chishima/hokkaido/guideline.html</a></u></p> <p><u>(注)：内閣府により、日本海溝・千島海溝沿いの想定すべき最大クラスの地震・津波断層モデルの検討において、震度分布、津波高、浸水域の推計が公表されています。</u>  <u>参考) 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会</u>  <u><a href="https://www.bousai.go.jp/jishin/nihonkaiko_chishima/model/">https://www.bousai.go.jp/jishin/nihonkaiko_chishima/model/</a></u></p>	

※頁は「ガイドライン改定案(溶け込み版)」に対応。

頁	改定前	改定後	備考
17	(新設)	<p>&lt;情報発表の流れ ( &lt;情報発表の流れ (先発地震の震度が大きい場合や予想される津波が高い場合) &gt; ) &gt;</p> <p>地震発生 (数秒 ~ 十数秒後 2~3分後)</p> <p>緊急地震速報</p> <p>震度速報・津波警報等 (第一報)</p> <p>地震情報</p> <p>津波警報等 (更新報)</p> <p>官房長官会見 (先発地震について)</p> <p>精度の良いMwの推定 (精度の良いMw決定次第 (~約2時間後) (※))</p> <p>先発地震に関する気象庁記者会見</p> <p>後発地震注意情報の発表</p> <p>内閣府・気象庁合同記者会見の開催 (別途開かれる関係章庁災審審議での大臣記者会見等でも呼びかけ)</p> <p>防災対応を呼びかける期間 (1週間)</p> <p>内閣府から自治体を通じて国民へ呼びかけ (別途開かれる防災担当大臣の定例記者会見等でも呼びかけ)</p> <p>別途開かれる防災担当大臣の定例記者会見等で定期的に呼びかけ</p> <p>特に注意する期間は終了したので、今後も地震発生に注意しながら通常の生活を送る旨を呼びかけ</p> <p>・先発地震についての解説・注意警戒の呼びかけ</p> <p>・後発地震注意情報の解説 (気象庁)</p> <p>・防災対応の呼びかけ (内閣府)</p> <p>(※) 「先発地震に関する気象庁記者会見」の開催タイミングを考慮しつつ、可能な限り速やかな情報発表に努める。</p> <p>参考) 北海道・三陸沖後発地震注意情報防災対応ガイドライン  <a href="https://www.bousai.go.jp/jishin/nihonkaiko_chishima/hokkaido/pdf/guideline_honbun.pdf">https://www.bousai.go.jp/jishin/nihonkaiko_chishima/hokkaido/pdf/guideline_honbun.pdf</a></p>	<p>北海道・三陸沖後発地震注意情報防災対応ガイドラインの反映</p>

## 宮城県津波対策ガイドライン令和8年3月改定 新旧対照表（案）

※頁は「ガイドライン改定案(溶け込み版)」に対応。

頁	改定前	改定後	備考
21	<p>6) 津波警報等と津波情報の発表例文</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 地震情報（遠地地震に関する情報）の例 （地震発生後概ね30分以内で発表される第1号の例）</p> <p>地震情報（<u>震源・震度</u>に関する情報） 令和XX年〇〇月12日09時10分 気象庁発表</p> <p>(略)</p> <p>（日本への津波の影響（津波注意報発表予定）に言及した例）</p> <p>地震情報（<u>震源・震度</u>に関する情報） 令和XX年〇〇月13日0時32分 気象庁発表</p> <p>(略)</p> <p>⑦ (略)</p>	<p>7) 津波警報等と津波情報の発表例文</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 地震情報（遠地地震に関する情報）の例 （地震発生後概ね30分以内で発表される第1号の例）</p> <p>地震情報（<u>遠地地震</u>に関する情報） 令和XX年〇〇月12日09時10分 気象庁発表</p> <p>(略)</p> <p>（日本への津波の影響（津波注意報発表予定）に言及した例）</p> <p>地震情報（<u>遠地地震</u>に関する情報） 令和XX年〇〇月13日0時32分 気象庁発表</p> <p>(略)</p> <p>⑦ (略)</p>	記述の適正化
23	(新設)	<p>⑧ 北海道・三陸沖後発地震注意情報の例文</p> <p><u>本日(〇日)〇時〇分頃に〇〇〇〇〇〇を震源とするモーメントマグニチュード(Mw)〇.〇の地震が発生しました。この地震の発生により、北海道の根室沖から東北地方の三陸沖にかけての巨大地震の想定震源域では、新たな大規模地震の発生可能性が平常時と比べて相対的に高まっていると考えられます。今後の政府や自治体などからの呼びかけ等に応じた防災対応をとってください。</u></p> <p><u>本日(〇日)〇時〇分頃に、〇〇〇〇〇〇を震源とするマグニチュード(M)〇.〇の地震が発生しました。</u></p> <p><u>この地震の震源位置や規模を精査した結果、この地震は日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の想定震源域に影響を与える場所で発生したモーメントマグニチュード(Mw)〇.〇の地震で、国の基本計画である「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画」に定められている、後発地震への注意を促す情報を発表する基準を満たす地震でした。</u></p> <p><u>この地震の発生により、北海道の根室沖から東北地方の三陸沖にかけての巨大地震の想定震源域では、Mw 8クラス以上の新たな大規模地震が発生する可能性が平常時と比べて相対的に高まっていると考えられます。</u></p>	北海道・三陸沖後発地震注意情報防災対応ガイドラインの反映

## 宮城県津波対策ガイドライン令和8年3月改定 新旧対照表（案）

※頁は「ガイドライン改定案(溶け込み版)」に対応。

頁	改定前	改定後	備考
		<p><u>今後、日本海溝・千島海溝沿いで想定されている最大クラスの津波を伴う巨大な地震が発生した場合、太平洋沿岸などの広い範囲で高い津波が到達すると想定されており、特に北海道から千葉県の太平洋沿岸域を中心とする地域においては、巨大な津波が到達する可能性があります。また、広い範囲で強い揺れが想定されています。</u></p> <p><u>世界の大規模地震の統計データでは、過去100年程度の間（1904年から2017年）に発生したMw7.0以上の地震1,477事例のうち、地震が発生した場所から500km以内の領域で、その地震発生後7日以内にMw8クラス以上（Mw7.8以上）の地震が発生したのは17事例であり、発生頻度は百回に1回程度となります。このデータには、平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震（Mw9.0）が発生した2日前に、Mw7クラスの地震が発生していた事例が含まれます。</u></p> <p><u>確率は低いものの新たな大規模地震が発生する可能性があることから、これらの地域では、地震への備えの再確認をしてください。加えて、津波の浸水が想定される地域では、揺れを感じたり津波警報等が発表されたりした際にすぐ避難できる準備をしてください。詳細な防災対応は、政府や各自自治体からの呼びかけに従ってください。</u></p> <p><u>気象庁では、引き続き注意深く日本海溝・千島海溝沿いの地震活動を監視し、適宜情報発表を行います。</u></p> <p><u>※モーメントマグニチュード（Mw）は、震源断層のずれの規模を精査して得られるもので、地震発生直後に地震波の最大振幅から計算し津波警報等や地震情報の発表に用いるマグニチュードとは異なります。</u></p> <p><u>※この情報は、大規模地震の発生可能性が平常時と比べて相対的に高まっていることをお知らせするものであり、特定の期間中に大規模地震が必ず発生するということをお知らせするものではありません。</u></p> <p><u>**（参考）北海道・三陸沖後発地震注意情報について **</u></p> <p><u>日本海溝・千島海溝沿いの領域では、Mw7から9のさまざまな規模の地震が多数発生しており、中央防災会議によると、北海道から岩手県の太平洋沿岸地域における津波堆積物の資料から、過去の最大クラスの津波は、約3から4百年間隔で発生しており、17世紀に発生した津波からの経過時間を考えると、当該地域では、最大クラ</u></p>	

## 宮城県津波対策ガイドライン令和8年3月改定 新旧対照表（案）

※頁は「ガイドライン改定案(溶け込み版)」に対応。

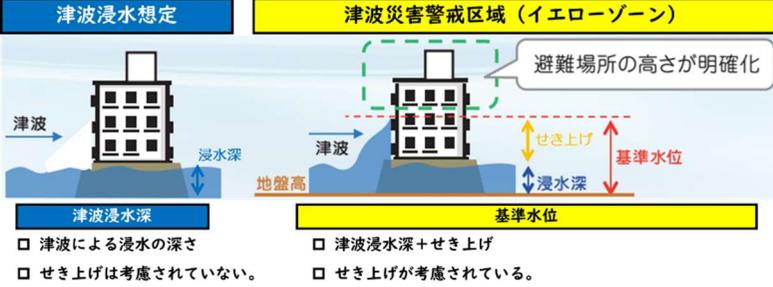
頁	改定前	改定後	備考
		<p><u>スの津波を伴う地震が切迫している状況にあるとされています。</u></p> <p><u>巨大地震の切迫性が高まっている現状においては、一人でも多くの人命を救うために、突発的な地震の発生に備え、まずは日頃からの地震への備えを徹底することが重要です。</u></p> <p><u>一方、日本海溝・千島海溝沿いにおいては、2011年に三陸沖でMw7.3の地震が発生した2日後にMw9.0の巨大な地震（東北地方太平洋沖地震）が発生したことや、1963年に択捉島南東沖でMw7.0の地震が発生した18時間後にMw8.5の地震が発生したことがあるなど、先に発生した地震の後に規模の大きな後発地震が発生した事例があります。</u></p> <p><u>この情報では、このような状況を踏まえて、後発地震が実際に発生する確率は低いものの、巨大地震が発生した際の甚大な被害を少しでも軽減するために、新たな大規模地震の発生可能性が平常時と比べて相対的に高まっていることをお知らせします。</u></p> <p><u>○情報の発表基準</u>  <u>評価対象領域（※1）内で、Mw7.0以上の地震が発生した場合。ただし、想定震源域の外側で発生した場合は、想定震源域に影響を与えると評価した場合（※2）に限ります。</u></p> <p><u>※1 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の想定震源域（「三陸・日高沖」及び「十勝・根室沖」の海域）及び想定震源域に影響を与える外側のエリア</u></p> <p><u>※2 次の式に基づき算出した断層長L（km）が震央から想定震源域までの最短距離を上回った場合</u></p> $\log_{10}(L) = 0.5M_w - 1.85$ <p><u>○情報に関する留意事項</u>  <u>・この情報は、大規模地震の発生可能性が平常時と比べて相対的に高まっていることをお知らせするものであり、特定の期間中に大規模地震が必ず発生するということをお知らせするものではありません。</u></p> <p><u>・Mw8クラス以上の大規模地震は、後発地震への注意を促す情報が発表されていな</u></p>	

## 宮城県津波対策ガイドライン令和8年3月改定 新旧対照表（案）

※頁は「ガイドライン改定案(溶け込み版)」に対応。

頁	改定前	改定後	備考
		<p><u>い状況で突発的に発生することが多いことに留意し、日頃からの地震への備えを徹底することが最も重要です。</u></p> <p><u>・最大クラスの津波を伴う巨大地震に備えることが大切ですが、最大クラスの地震より規模はやや小さいが発生確率が高い地震や、直上で強く揺れる比較的浅い場所で発生する地震にも備える必要があります。</u></p> <p><u>・巨大地震の想定震源域（北海道の根室沖から東北地方の三陸沖）の外側でも、先に発生した地震の周辺では、大規模地震が発生する可能性があるので注意が必要です。</u></p> <p><u>・後発地震の発生可能性は、先に発生した地震が起こってから時間が経つほど、また、先に発生した地震の震源から遠いところほど低くなります。</u></p> <p><u>・後発地震の発生可能性は、後発地震の規模が大きいくほど低くなり、最大クラスの後発地震が発生する可能性はさらに低くなります。</u></p>	

※頁は「ガイドライン改定案(溶け込み版)」に対応。

頁	改定前	改定後	備考
26	(新設)	<p><u>3.2 津波災害警戒区域の指定</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>■津波災害警戒区域は、県が指定し、告示する。</p> <p>■沿岸市町では、地域防災計画の改定や津波ハザードマップの見直しを行う。</p> <p>■市町地域防災計画に定められた津波災害警戒区域内の要配慮者利用施設では、避難確保計画を作成し、避難訓練を実施する。</p> </div> <p><u>【解説】</u></p> <p>県では、津波浸水想定区域図で浸水が想定される地域と同じ範囲に津波災害警戒区域を指定し、令和8年3月に告示しています。</p> <p>津波災害警戒区域が指定されると、津波の高さが基準水位により示されることから、必要に応じて津波ハザードマップや避難路、避難経路を見直す必要があります。また、指定緊急避難場所等についても浸水深に基づいて指定されている場合には、基準水位に基づき安全性が確保されているかを確認する必要があります。</p> <p>なお、市町地域防災計画に定められた津波災害警戒区域内の要配慮者利用施設（学校、医療機関、社会福祉施設等）については、避難確保計画の作成と避難訓練の実施が必要となり、市町長に報告する義務が生じることから、県及び沿岸市町では、これらの施設の所有者・管理者に対する計画作成、避難訓練実施の助言等を行うことが求められます。</p> <p><u>&lt;浸水深と基準水位の違い&gt;</u></p> 	津波災害警戒区域の指定（見込）によるもの

※頁は「ガイドライン改定案(溶け込み版)」に対応。

頁	改定前	改定後	備考
		<p><b>【参考】津波防災地域づくりに関する法律</b>  <u>(津波災害警戒区域)</u>  <b>第53条第1項</b>            都道府県知事は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民その他の者（以下「住民等」という。）の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）として指定することができる。</p>	
27	<p><b>3.2 避難対象地域の指定</b></p> <p><b>■避難対象地域を次により指定する。</b></p> <p>①津波浸水想定区域図等に基づき大津波警報・津波警報・津波注意報で発表される予想津波高に応じて指定する。</p> <p>②住民等の理解を十分に得た上で指定する。</p> <p>③浸水想定の不確実性等を考慮したバッファゾーンを設け指定することが望ましい。</p> <p>④自主防災組織や町内会等の単位あるいは地形的に一体的な区域に基づき指定する。</p> <p><u>⑤津波防災地域づくり法第53条第1項に基づき県が指定する津波災害警戒区域の指定がなされた場合は、区域の整合に留意すること。</u></p>	<p><b>3.3 避難対象地域の指定</b></p> <p><b>■避難対象地域を次により指定する。</b></p> <p>①津波浸水想定区域図等に基づき大津波警報・津波警報・津波注意報で発表される予想津波高に応じて指定する。</p> <p>②住民等の理解を十分に得た上で指定する。</p> <p>③浸水想定の不確実性等を考慮したバッファゾーンを設け指定することが望ましい。</p> <p>④自主防災組織や町内会等の単位あるいは地形的に一体的な区域に基づき指定する。</p> <p><u>(削除)</u></p>	番号ずれの修正
28	<p><b>【解説】</b> (略)</p> <p><u>なお、津波防災地域づくり法第53条第1項に基づき県が指定する津波災害警戒区域の指定がなされた場合は、区域の整合に留意する必要があります。</u></p> <p><b>【参考】津波防災地域づくりに関する法律</b>  <u>(津波災害警戒区域)</u>  <b>第53条第1項</b>            都道府県知事は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民その他の者（以下「住民等」という。）の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）として指定することができる。</p>	<p><b>【解説】</b> (略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	津波災害警戒区域の指定（見込）によるもの

## 宮城県津波対策ガイドライン令和8年3月改定 新旧対照表（案）

※頁は「ガイドライン改定案(溶け込み版)」に対応。

頁	改定前	改定後	備考
29 ～	<p><u>3.3</u> 避難困難地域の抽出 (略)</p> <p><u>3.3.1</u> 津波到達予想時間の設定 <u>3.3.2</u> 避難目標地点の設定 <u>3.3.3</u> 避難可能距離(範囲)の設定 <u>3.3.4</u> 避難路、避難経路の想定 <u>3.3.5</u> 避難困難地域の抽出</p> <p><u>3.3.1</u> 津波到達予想時間の設定 (略) <u>3.3.2</u> 避難目標地点の設定 (略) <u>3.3.3</u> 避難可能距離(範囲)の設定 (略) <u>3.3.4</u> 避難路、避難経路の想定 (略) <u>3.3.5</u> 避難困難地域の抽出 (略)</p>	<p><u>3.4</u> 避難困難地域の抽出 (略)</p> <p><u>3.4.1</u> 津波到達予想時間の設定 <u>3.4.2</u> 避難目標地点の設定 <u>3.4.3</u> 避難可能距離(範囲)の設定 <u>3.4.4</u> 避難路、避難経路の想定 <u>3.4.5</u> 避難困難地域の抽出</p> <p><u>3.4.1</u> 津波到達予想時間の設定 (略) <u>3.4.2</u> 避難目標地点の設定 (略) <u>3.4.3</u> 避難可能距離(範囲)の設定 (略) <u>3.4.4</u> 避難路、避難経路の想定 (略) <u>3.4.5</u> 避難困難地域の抽出 (略)</p>	番号ずれの修正
42	<p><u>3.4</u> 指定緊急避難場所等、避難路等の指定・設定 (略)</p> <p><u>3.4.1</u> 指定緊急避難場所等(避難目標地点を含む)の指定・設定 <u>3.4.2</u> 津波避難ビルの指定 <u>3.4.3</u> 避難路、避難経路の指定・設定 <u>3.4.4</u> 避難の方法</p>	<p><u>3.5</u> 指定緊急避難場所等、避難路等の指定・設定 (略)</p> <p><u>3.5.1</u> 指定緊急避難場所等(避難目標地点を含む)の指定・設定 <u>3.5.2</u> 津波避難ビルの指定 <u>3.5.3</u> 避難路、避難経路の指定・設定 <u>3.5.4</u> 避難の方法</p>	番号ずれの修正

## 宮城県津波対策ガイドライン令和8年3月改定 新旧対照表（案）

※頁は「ガイドライン改定案(溶け込み版)」に対応。

頁	改定前	改定後	備考
42	<p>3.4.1 指定緊急避難場所等（避難目標地点を含む）の指定・設定</p> <p>（略）</p> <p>■指定緊急避難場所・津波避難ビル等の充足状況を確認し、不足する場合は、新規の指定や整備について検討する。</p> <p>（新設）</p>	<p>3.5.1 指定緊急避難場所等（避難目標地点を含む）の指定・設定</p> <p>（略）</p> <p>■指定緊急避難場所・津波避難ビル等の充足状況を確認し、不足する場合は、新規の指定や整備について検討する。</p> <p>■<b>避難の方法に関する留意事項</b></p> <p>⑬健康上やむを得ない事由等により、緊急的に移動が必要な場合に限っては、<u>最大限、避難者の安全を確保したうえで、津波リスクが低い安全な経路で移動すること。</u></p> <p>⑭指定緊急避難場所の整備に当たっては、避難行動要支援者等の避難に備えて、<u>バリアフリー環境の整備に努めること。</u></p>	<p>指定緊急避難場所の指定に関する手引きの改定の反映、文言の修正</p>

## 宮城県津波対策ガイドライン令和8年3月改定 新旧対照表（案）

※頁は「ガイドライン改定案(溶け込み版)」に対応。

頁	改定前	改定後	備考
43	<p>【解説】 (略)</p> <p>機能性の確保にあつては、避難者数に応じた十分なスペースを確保するとともに、情報機器（戸別受信機、ラジオ等）を優先的に整備し、避難者に対して津波観測情報や被害状況、津波警報等の切り替えや解除等の情報を適時、的確に伝達することが大切です。</p> <p><u>なお、指定緊急避難場所はあくまでも一時的に避難する場所として指定・設定するものですが、建物の場合は、2日程度宿泊できるだけの毛布、食糧や、暖房機器、トイレのほか、避難行動要支援者等、女性、乳児に配慮した備蓄品を備え付けてあることが望ましいと考えられます。</u></p> <p>住民等が設定する避難目標地点は、避難者が避難対象地域外へ避難する際に、とりあえず津波の危険から命を守るために避難の目標とする地点であり、夜間照明、情報機器（伝達・収集）、食糧等は備わっていないため、市町が指定する安全な指定緊急避難場所や指定避難所へ向かって更に避難する方法や経路も考えておく必要があります。</p> <p>また、市町においては、避難目標地点の周辺への同報無線の整備等を進め、避難者に対して必要な情報を伝達できる措置を講じておく必要があります。</p>	<p>【解説】 (略)</p> <p>機能性の確保にあつては、避難者数に応じた十分なスペースを確保するとともに、情報機器（戸別受信機、ラジオ等）を優先的に整備し、避難者に対して津波観測情報や被害状況、津波警報等の切り替えや解除等の情報を適時、的確に伝達することが大切です。</p> <p><u>指定緊急避難場所は、あくまでも一時的に避難する場所として指定・設定するものですが、避難行動要支援者等が福祉避難所等に避難することが難しい場合などに備え、円滑に避難を行えるようバリアフリー環境の整備に努めるものとします。</u></p> <p><u>加えて、暑さ・寒さ対策のための空調設備が機能しない場合や避難が長時間にわたる場合は、熱中症や低体温症などの健康障害が生じるおそれがあることから、指定緊急避難場所が建物の場合は、緊急避難時に必要となる飲食物、冷却剤、毛布、暖房機器、トイレなどを可能な範囲で備えることや、避難行動要支援者等、女性、乳児に配慮した備蓄品を備え付けることが望ましいです。民間施設を避難場所として活用する場合には、空調設備環境の確保や備蓄の提供など、施設管理者との連携強化に努めることが大切です。また、屋外施設の場合は、防災東屋や防災コンテナなどの整備も推奨されます。</u></p> <p>住民等が設定する避難目標地点は、避難者が避難対象地域外へ避難する際に、とりあえず津波の危険から命を守るために避難の目標とする地点であり、夜間照明、情報機器（伝達・収集）、食糧等は備わっていないため、市町が指定する安全な指定緊急避難場所や指定避難所へ向かって更に避難する方法や経路も考えておく必要があります。</p> <p><u>なお、津波警報等の発表中において、避難した指定緊急避難場所等から津波リスクがある場所を通過して、別の場所に移動することは避けるべきですが、生命の危険がある等の健康上やむを得ない事由等により、緊急的に移動が必要な場合に限っては、津波の発生状況をテレビ、ラジオ、スマートフォン等で確認するなど、最大限、避難者の安全を確保したうえで、津波リスクが低い安全な経路で移動するものとします。</u></p> <p>また、市町においては、避難目標地点の周辺への同報無線の整備等を進め、避難者に対して必要な情報を伝達できる措置を講じておく必要があります。</p>	指定緊急避難場所の指定に関する手引きの改定の反映、文言の修正
45	<p><u>3.4.2 津波避難ビルの指定</u> (略)</p>	<p><u>3.5.2 津波避難ビルの指定</u> (略)</p>	番号ずれの修正

## 宮城県津波対策ガイドライン令和8年3月改定 新旧対照表（案）

※頁は「ガイドライン改定案(溶け込み版)」に対応。

頁	改定前	改定後	備考
46	3.4.3 避難路、避難経路の指定・設定 (略)	3.5.3 避難路、避難経路の指定・設定 (略)	番号ずれの修正
48	3.4.4 避難の方法 【解説】 ○ 『徒歩による避難を原則とする。自動車で避難しない。』を徹底する。』について (略) <u>特に、臨海部にて復旧する市街地や住宅地、工業団地や海水浴場等の観光地等、自動車での避難が多く発生するおそれのある地域においては、地域内に一時的な避難が可能な場所を確保した上で、徒歩で避難を行うよう、重点的に啓発を行うことが必要です。</u>  1) ～3) (略)	3.5.4 避難の方法 【解説】 ○ 『徒歩による避難を原則とする。自動車で避難しない。』を徹底する。』について (略) <u>臨海部で復興した市街地や住宅地、工業団地や海水浴場等の観光地等、自動車での避難が多く発生するおそれのある地域においては、地域内に一時的な避難が可能な場所を確保した上で、徒歩で避難を行うよう、重点的に啓発を行うことが必要です。特に、過去の津波災害で実際に車両避難による渋滞の発生が確認された地区においては、ワークショップや地区の会合の場など、様々な機会を通して、自動車避難における危険性や避難行動要支援者等の避難の妨げになる可能性などを示すことが重要です。また、これまでの津波避難事例で自動車避難を選択した理由として、車でないと間に合わないと判断したこと、暑さなど天候の影響や荷物などを考慮したこと、家族で避難したことなどが挙げられているため、それぞれの地域の実情に応じて、徒歩でも間に合う避難経路や天候に左右されない避難所等の情報の周知、避難時に徒歩でも持ち運べる荷物の平時からの選定、子どもや高齢者など配慮が必要な方の誘導方法の検討等を通して、原則として徒歩避難を行うことに対する地域の合意形成を図ることが大切となります。</u>  1) ～3) (略)	津波避難行動と防災意識に関するアンケート調査結果の反映
55	4) 自動車を利用した避難方法の検討について (略) これらの課題を踏まえ、本書では、避難の方法は原則徒歩としていますが、自動車避難せざるを得ない避難者（避難行動要支援者等、自動車運転中の方、指定緊急避難場所まで長距離移動が必要な方等）がいることも想定し、自動車避難に伴う危険性の周知や、津波避難道路であることを周知する標識の整備、やむを得ず道路に駐車して避難する場合には緊急車両等の通行の妨げとならないよう配慮することなどを、平時から周知しておくことが大切です。 <u>また、自動車による避難には限界量があることを認識して、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図るとともに、交差点や橋梁などのボトルネックとなる箇所において十分な容量が確保できるよう、地域の実情に応じた対策を検討し講じるよう努める必要があります。</u>	4) 自動車を利用した避難方法の検討について (略) これらの課題を踏まえ、本書では、避難の方法は原則徒歩としていますが、自動車避難せざるを得ない避難者（避難行動要支援者等、自動車運転中の方、指定緊急避難場所まで長距離移動が必要な方等）がいることも想定し、自動車避難に伴う危険性の周知や、津波避難道路であることを周知する標識の整備、やむを得ず道路に駐車して避難する場合には緊急車両等の通行の妨げとならないよう配慮することなどを、平時から周知しておくことが大切です。 <u>また、津波到達時間を考慮し、地域による自動車利用者の選定や避難経路の確保、指定避難所、避難先の駐車スペースの拡充など、地域の実情に応じて安全に避難できる対策をあらかじめ検討するほか、交差点や橋梁などのボトルネックとなる箇所においても迅速な避難ができるよう、地域で避難訓練を行うなど、住民等の円滑な避難確保に努める必要があります。</u>	指定緊急避難場所の指定に関する手引きの改定の反映

## 宮城県津波対策ガイドライン令和8年3月改定 新旧対照表（案）

※頁は「ガイドライン改定案(溶け込み版)」に対応。

頁	改定前	改定後	備考
56	<a href="#">3.5</a> 初動体制の確立 (略)	<a href="#">3.6</a> 初動体制の確立 (略)	番号ずれの修正
57	<a href="#">3.6</a> 避難誘導等に従事する者の安全の確保 (略)	<a href="#">3.7</a> 避難誘導等に従事する者の安全の確保 (略)	番号ずれの修正
59	<a href="#">3.7</a> 津波情報等の収集・伝達 (略) <a href="#">3.7.1</a> 津波情報等の収集 <a href="#">3.7.2</a> 津波情報等の伝達 <a href="#">3.7.3</a> 情報伝達手段の整備 <a href="#">3.7.1</a> 津波情報等の収集 (略) <a href="#">3.7.2</a> 津波情報等の伝達 (略) <a href="#">3.7.3</a> 情報伝達手段の整備 (略)	<a href="#">3.8</a> 津波情報等の収集・伝達 (略) <a href="#">3.8.1</a> 津波情報等の収集 <a href="#">3.8.2</a> 津波情報等の伝達 <a href="#">3.8.3</a> 情報伝達手段の整備 <a href="#">3.8.1</a> 津波情報等の収集 (略) <a href="#">3.8.2</a> 津波情報等の伝達 (略) <a href="#">3.8.3</a> 情報伝達手段の整備 (略)	番号ずれの修正
70	<a href="#">3.8</a> 避難指示の発令 【解説】 1) ～3) (略)	<a href="#">3.9</a> 避難指示の発令 【解説】 1) ～3) (略)	番号ずれの修正
71	4) 遠地地震の場合の避難情報等 我が国から遠く離れた場所で発生した地震に伴う津波又は大規模噴火に伴う潮位変化のように、到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が、津波警報等が発表される前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合があります。市町は、この「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、高齢者等避難の発令を検討するものとします。	4) 遠地地震の場合の避難情報等 我が国から遠く離れた場所で発生した地震に伴う津波又は大規模噴火に伴う潮位変化のように、到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が、津波警報等が発表される前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合があります。市町は、この「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、高齢者等避難の発令を検討するものとします。 <u>また、遠地地震による津波の場合は、最大波が遅れてやってくることもあり、長時間にわたり津波警報等が解除されないこともあるため、居住者や避難者等への注意喚起を継続的に行うことが重要です。</u>	内閣府住民アンケート調査の結果をもとに教訓を反映
72	(新設)	<a href="#">3.10</a> 北海道・三陸沖後発地震注意情報の伝達・呼びかけ <u>別紙のとおり</u>	北海道・三陸沖後発地震注意情報防災対応ガイドラインの反映

## 宮城県津波対策ガイドライン令和8年3月改定 新旧対照表（案）

※頁は「ガイドライン改定案(溶け込み版)」に対応。

頁	改定前	改定後	備考
77 78	<p><u>3.9</u> 平常時の津波防災教育・啓発</p> <p>【解説】 (略)</p> <p>また、家庭内で家族の安否確認方法を共有するとともに、地震発生後、速やかに避難できるように建物の耐震化、家具の耐震固定などの地震対策について啓発することが重要です。</p> <p>この津波に対する心得を絶えず住民等の心に<u>止めておく</u>ためには、様々な機会に、多様な手段により、津波防災に関する教育、啓発を実施することが大切です。</p> <p><u>このため</u>、次の手段、内容、啓発の場等を組み合わせながら、各地域の実情（津波災害歴の有無、海岸付近の土地利用、地域コミュニティの成熟度、社会環境の変化等）に応じて、教育、啓発を実施する必要があります。</p>	<p><u>3.11</u> 平常時の津波防災教育・啓発</p> <p>【解説】 (略)</p> <p>また、家庭内で家族の安否確認方法を共有するとともに、地震発生後、速やかに避難できるように建物の耐震化、家具の耐震固定などの地震対策について啓発することが重要です。<u>遠地津波で津波が到達するまでに一定の時間を有する場合は、避難が長時間にわたることも想定されるため、日ごろから個人で防寒具、冷却グッズ、常備薬など備蓄品を用意した非常持ち出し袋を準備するよう呼びかけ、避難時に携帯するなど自助を促すことも効果的です。</u></p> <p>この津波に対する心得を絶えず住民等の心に<u>とめておく</u>ためには、様々な機会に、多様な手段により、津波防災に関する教育、啓発を実施することが大切です。</p> <p><u>具体的には</u>、次の手段、内容、啓発の場等を組み合わせながら、各地域の実情（津波災害歴の有無、海岸付近の土地利用、地域コミュニティの成熟度、社会環境の変化等）に応じて、教育、啓発を実施する必要があります。</p>	<p>番号ずれの修正</p> <p>指定緊急避難場所の指定に関する手引きの改定の反映</p> <p>記述の適正化</p>
78	<p>1) 津波防災教育・啓発の手段、方法</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④災害教訓の伝承・・・歴史的資料（古文書、伝承等）の活用に基づく災害教育・防災文化の伝承、津波被災者の体験談等を語り継ぐ機会の定期的な実施、石碑やモニュメント等</p> <p>⑤ (略)</p> <p>2) (略)</p>	<p>1) 津波防災教育・啓発の手段、方法</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④災害教訓の伝承・・・歴史的資料（古文書、伝承等）の活用に基づく災害教育・防災文化の伝承、津波被災者の体験談等を語り継ぐ機会の定期的な実施、<u>東日本大震災の伝承施設の利活用</u>、石碑やモニュメント等</p> <p>⑤ (略)</p> <p>2) (略)</p>	<p>伝承施設の活用を追加</p>
79	<p>3) 津波防災教育・啓発の場等</p> <p>家庭、学校、地域社会（自主防災組織、町内会、婦人会、青年団等）、事業所等において実施します。</p> <p>地域社会や事業所において津波防災教育・啓発を行うためには、津波の知識や防災の経験を有した者が過去の災害の脅威や体験談等を語り継ぐ機会を定期的に設けることが大切であり、こうした人材の育成が重要です。</p> <p>(略)</p>	<p>3) 津波防災教育・啓発の場等</p> <p>家庭、学校、地域社会（自主防災組織、町内会、婦人会、青年団等）、事業所等において実施します。</p> <p>地域社会や事業所において津波防災教育・啓発を行うためには、津波の知識や防災の経験を有した者が過去の災害の脅威や体験談等を語り継ぐ機会を定期的に設けることが大切であり、こうした人材の育成が重要です。<u>また、東日本大震災の震災遺構などの伝承施設等を利活用することで、地域全体で震災の教訓を学ぶとともに、震災伝承に取り組む多様な主体を連携することで、災害時に「自らの命を守る行動」が実行できる社会をつくるのが大切です。</u></p> <p>(略)</p>	<p>伝承施設の活用を追加</p>

## 宮城県津波対策ガイドライン令和8年3月改定 新旧対照表（案）

※頁は「ガイドライン改定案(溶け込み版)」に対応。

頁	改定前	改定後	備考
79	<p>【参考】ホームページ・映像</p> <p>(略)</p> <p><u>(新規追加)</u></p>	<p>【参考】ホームページ・映像</p> <p>(略)</p> <p>■津波フラッグをおぼえよう！（気象庁）</p> <p><a href="https://www.jma.go.jp/jma/kishou/books/tsunami_flag_manga/index.html">https://www.jma.go.jp/jma/kishou/books/tsunami_flag_manga/index.html</a></p> <p>(略)</p>	県内の海水浴場で導入済のため
80	<p><u>3.10</u> 避難訓練</p> <p>(略)</p> <p>【解説】</p> <p>訓練を継続的に実施し、津波浸水想定区域や避難路・避難経路、避難に要する時間等の確認、水門や陸閘等の点検等を行うことは、いざというときの円滑な津波避難に資するだけでなく、防災意識の高揚にもつながるものであり、少なくとも毎年1回以上は、津波避難訓練を実施することが大切です。また、訓練の成果や反省点を津波避難計画等に反映させることが重要です。</p>	<p><u>3.12</u> 避難訓練</p> <p>(略)</p> <p>【解説】</p> <p>訓練を継続的に実施し、津波浸水想定区域や避難路・避難経路、避難に要する時間等の確認、水門や陸閘等の点検等を行うことは、いざというときの円滑な津波避難に資するだけでなく、防災意識の高揚にもつながるものであり、少なくとも毎年1回以上は、津波避難訓練を実施することが大切です。また、訓練の成果や反省点を津波避難計画等に反映させることが重要です。</p> <p><u>なお、訓練の実施に当たっては、平時から県・市町村・関係団体で相互に協力し、津波避難の重要性について啓発することが大切です。</u></p>	番号ずれの修正 訓練体制の強化のため
82	<p><u>3.11</u> 観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策、避難行動要支援者等の避難対策</p> <p><u>3.11.1</u> 観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策</p> <p><u>3.11.2</u> 避難行動要支援者等の避難対策</p>	<p><u>3.13</u> 観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策、避難行動要支援者等の避難対策</p> <p><u>3.13.1</u> 観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策</p> <p><u>3.13.2</u> 避難行動要支援者等の避難対策</p>	番号ずれの修正
82	<p><u>3.11.1</u> 観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策</p> <p>(略)</p>	<p><u>3.13.1</u> 観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策</p> <p>(略)</p>	番号ずれの修正
85	<p><u>3.11.2</u> 避難行動要支援者等の避難対策</p> <p>(略)</p> <p>【解説】</p> <p>(略)</p>	<p><u>3.13.2</u> 避難行動要支援者等の避難対策</p> <p>(略)</p> <p>【解説】</p> <p>(略)</p>	番号ずれの修正 波災害警戒区域の指定（見込）

## 宮城県津波対策ガイドライン令和8年3月改定 新旧対照表（案）

※頁は「ガイドライン改定案(溶け込み版)」に対応。

頁	改定前	改定後	備考
	<p>3) 施設管理者等の避難対策</p> <p>① 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）又は主として避難行動要支援者等が利用する社会福祉施設、学校、医療施設等のうち、円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるものについては、津波に関する情報、予報又は警報の発表及び伝達に関する事項をあらかじめ定めておく必要があります。</p>	<p>3) 施設管理者等の避難対策</p> <p>① <u>津波災害警戒区域内にある</u>地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）又は主として避難行動要支援者等が利用する社会福祉施設、学校、医療施設等のうち円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるものについては、津波に関する情報、予報又は警報の発表及び伝達に関する事項をあらかじめ定めておく必要があります。</p>	によるもの
86	<p>② これらの施設の所有者又は管理者は、同施設の防災体制や利用者の避難誘導、避難訓練、防災教育等を定めた避難確保計画（※）を策定する必要があるとあり、市町は助言等を通じて必要な支援を行うことが重要です。</p> <p>（※）避難確保計画の策定は、国土交通省作成の次の各手引きを参考に、策定を進める必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地下街等に係る避難確保計画作成の手引き（津波編） <a href="https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/chikagai_hinan_tsunami_tebiki201701.pdf">https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/chikagai_hinan_tsunami_tebiki201701.pdf</a></li> </ul> <p>（略）</p>	<p>② <u>市町の地域防災計画に円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設と位置付けられた場合、</u>これらの施設の所有者又は管理者は、同施設の防災体制や利用者の避難誘導、避難訓練、防災教育等を定めた避難確保計画（※）を策定して市町長に報告して公表するとともに、<u>避難訓練を実施して、その結果を市町長に報告しなければなりません。</u>市町は<u>避難確保計画作成や避難訓練の実施について</u>助言等を通じて必要な支援を行うことが重要です。</p> <p>（※）避難確保計画の策定は、国土交通省作成の次の各手引きを参考に、策定を進める必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地下街等に係る避難確保計画作成の手引き（津波編） <a href="https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/chikagai_hinan_tsunami_tebiki201701.pdf">https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/chikagai_hinan_tsunami_tebiki201701.pdf</a></li> </ul> <p>（略）</p>	<p>波災害警戒区域の指定（見込）によるもの</p> <p>リンク切れの修正</p>
87	<p>4) 避難行動要支援者等の避難行動支援に関する取組指針</p> <p>① （略）</p> <p>② （略）</p> <p>平成25年6月21日には、「災害対策基本法等の一部を改正する法律」が公布され、住民等の円滑かつ安全な避難の確保のため、『市町村長は、高齢者、障害者等の災害時の避難に特に配慮を要する者について名簿を作成し、本人からの同意を得て消防、民生委員等の関係者にあらかじめ情報提供するものとするほか、名簿の作成に際し必要な個人情報を利用できることとする。』とされ、平成25年8月に「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」が示されました。</p>	<p>4) 避難行動要支援者等の避難行動支援に関する取組指針</p> <p>① （略）</p> <p>② （略）</p> <p>平成25年6月21日には、「災害対策基本法等の一部を改正する法律」が<u>施行</u>され、住民等の円滑かつ安全な避難の確保のため、『市町村長は、高齢者、障害者等の災害時の避難に特に配慮を要する者について名簿を作成し、本人からの同意を得て消防、民生委員等の関係者にあらかじめ情報提供するものとするほか、名簿の作成に際し必要な個人情報を利用できることとする。』とされ、平成25年8月に「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」が示されました。</p> <p><u>令和3年5月20日に施行された「災害対策基本法等の一部を改正する法律」では、市町村による個別避難計画の作成が努力義務化されています。</u></p>	<p>文言の適正化 災害対策基本法 改正の反映</p>

## 宮城県津波対策ガイドライン令和8年3月改定 新旧対照表（案）

※頁は「ガイドライン改定案(溶け込み版)」に対応。

頁	改定前	改定後	備考
96	<p>4.3.2 災害について知る</p> <p>【解説】</p> <p>1) (略)</p> <p>2) 津波とは</p> <p>① (略)</p> <p>② 近地津波と遠地津波</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 遠地津波</p> <p>南米海岸沖やカムチャッカ半島沖など、日本から遠く離れた地域で発生した地震により日本にも影響をおよぼすような津波のことで、1960年のチリ地震津波、2010年のチリ中部沿岸を震源とする地震による津波等があります。住民は地震動を感じることがなく、津波が日本まで到達する時間は、場合によっては数時間から20数時間を要するため、地震による揺れに関係なく津波警報等に注意するように説明する必要があります。</p>	<p>4.3.2 災害について知る</p> <p>【解説】</p> <p>1) (略)</p> <p>2) 津波とは</p> <p>① (略)</p> <p>② 近地津波と遠地津波</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 遠地津波</p> <p>南米海岸沖やカムチャツカ半島沖など、日本から遠く離れた地域で発生した地震により日本にも影響をおよぼすような津波のことで、1960年のチリ地震津波、2010年のチリ中部沿岸を震源とする地震による津波、<u>2025年のカムチャツカ半島付近を震源とする地震による津波</u>等があります。住民は地震動を感じることがなく、津波が日本まで到達する時間は、場合によっては数時間から20数時間を要するため、地震による揺れに関係なく津波警報等に注意するように説明する必要があります。</p>	災害の追加
110	<p>宮城県津波対策連絡協議会の体制</p> <p>(※宮城県津波対策連絡協議会設置要綱 (令和4年4月1日施行))</p>	<p>宮城県津波対策連絡協議会の体制</p> <p>(※宮城県津波対策連絡協議会設置要綱 (令和8年1月9日施行))</p>	設置要綱を最新のものに修正
	<p>巻末資料</p> <p>1. 宮城県津波浸水想定図</p> <p>(1) 宮城県津波浸水想定図 位置図</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p>	<p>巻末資料</p> <p>1. 宮城県津波浸水想定図・<u>津波災害警戒区域図</u></p> <p>(1) 宮城県津波浸水想定図 位置図</p> <p><u>(2) 宮城県津波災害警戒区域図</u></p> <p>(略)</p>	津波災害警戒区域の指定(見込)によるもの ※資料準備中